

第31号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

<目次>	ページ
1 過疎地域自立促進特別措置法について.....	1
2 過疎地域活性化基金.....	2
3 新旧対照表.....	3
<b>【参 考】</b>	
過疎新法について.....	4



# 1 過疎地域自立促進特別措置法について

## (1) 目的（法第1条）

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## (2) 過疎地域の要件（法第2条）

ア 人口要件 人口減少率

イ 財政力要件 財政力指数

## (3) 長崎市の過疎地域（法第33条）

旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4地域

※合併があった場合の特例

過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、合併後の市町村が過疎地域市町村の要件に当てはまらない場合についても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている。

## (4) 過疎地域自立促進市町村計画（法第6条）

過疎地域の市町村は、自立促進方針（※）に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。

※自立促進方針…都道府県が過疎地域の自立促進を図るため定めた計画

## (5) 過疎法に基づく財政支援措置（法第10条・第12条）

ア 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例

イ 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する地方債（過疎対策事業債）の充当

（ア）充当率：原則として100%（公営企業債の対象となる施設は50%）

（イ）交付税措置：起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

## 2 過疎地域活性化基金

### (1) 過疎地域活性化基金の概要

過疎地域活性化基金は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項において、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（「過疎地域自立促進特別事業」という。いわゆるソフト事業。）で、その事業実施のために基金を設けて、積立を行うことができることとされており、平成22年12月に設置した。

### (2) 基金の積立と活用

毎年度の基金積立額は、当該年度過疎対策事業債（ソフト分）発行限度額のうち当該年度事業実施分の残額を上限として積み立てることができる。

積み立てた基金は、これまで過疎地域における地域コミュニティ支援事業等の財源として活用しており、今後も市町村計画に定めるソフト事業等の財源に活用していくこととしている。

区分	平成30年度 末現在高 (A)	令和元年度 積立額 (B)	令和元年度 取崩し額 (C)	令和元年度 末現在高 (A) + (B) - (C)
過疎地域活性化基金	394,972	3,752	4,328	394,396

### (3) 改正理由

過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月31日に失効するが、過疎地域の持続的発展という理念のもと、新たな過疎対策に関する法律（以下「過疎新法」という。）の制定が見込まれている。

過疎新法においても過疎対策事業債の継続が予定されており、引き続き基金を積み立てて将来にわたり過疎地域の活性化を図るため、過疎地域活性化基金の設置目的を見直すもの。

### (4) 見直しの内容

#### ア 基金設置目的

【現行】 過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源に充当する。

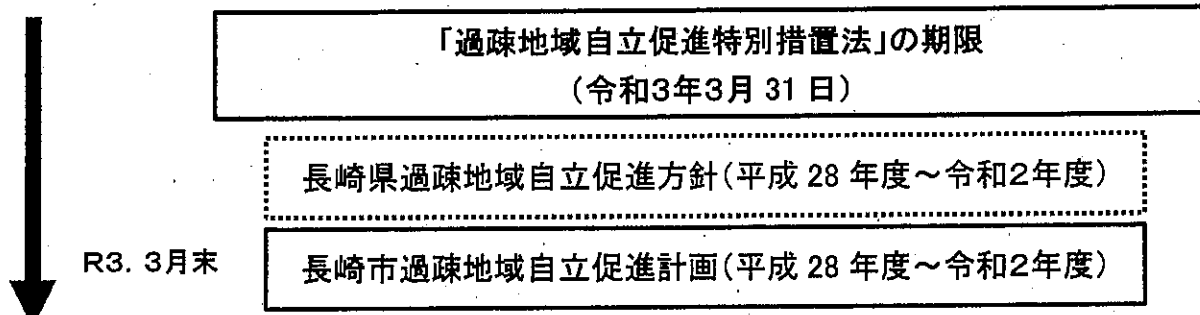
【改正後】 過疎地域活性化のための事業に要する経費の財源に充当する。

### 3 新旧対照表

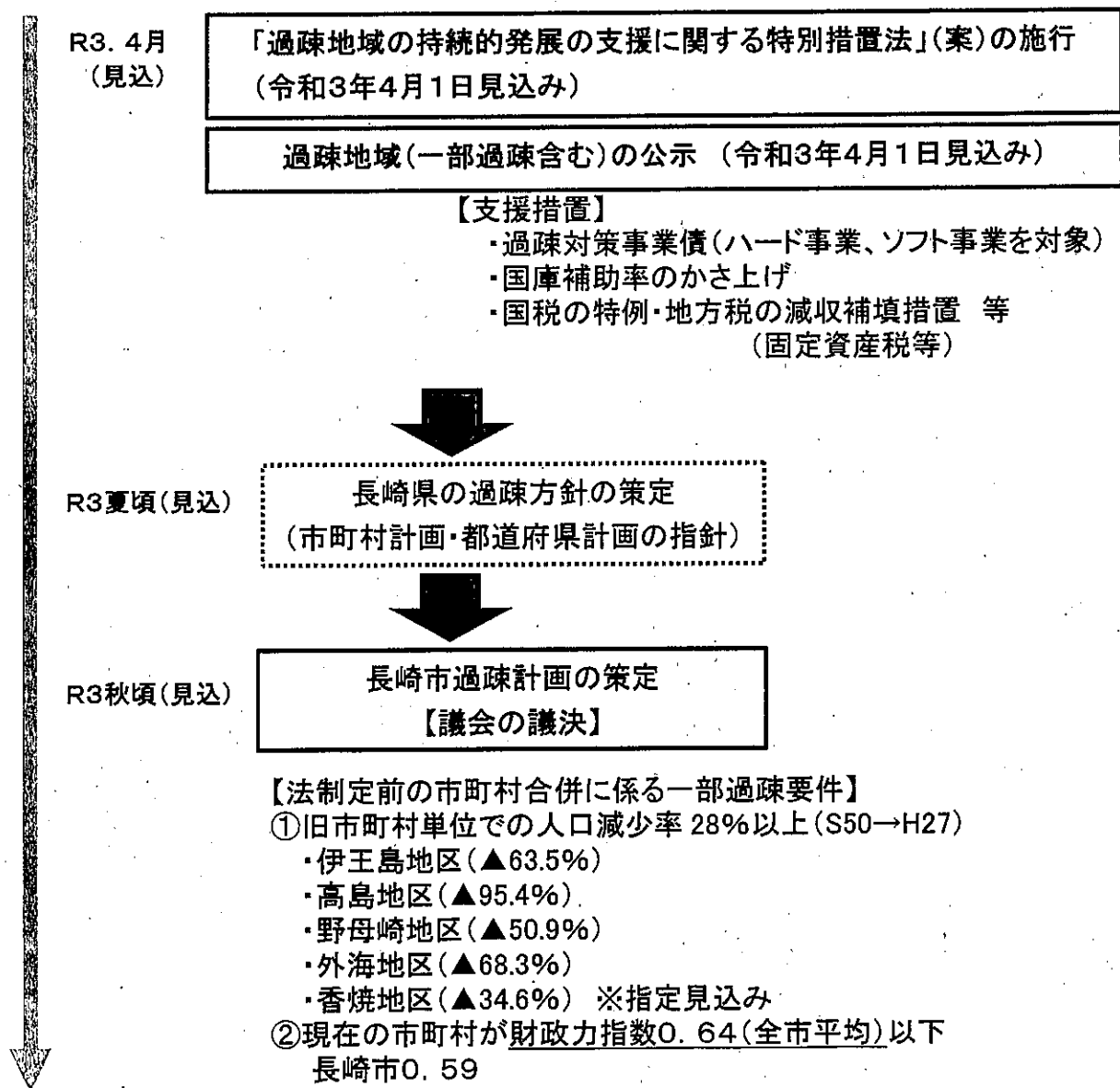
現 行	改正後(案)																				
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																				
(設置)	(設置)																				
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>過疎地域活性化基金</td> <td>過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(後略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		過疎地域活性化基金	過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源に充当する。	(後略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>過疎地域活性化基金</td> <td>過疎地域活性化のための事業に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(後略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		過疎地域活性化基金	過疎地域活性化のための事業に要する経費の財源に充当する。	(後略)	
名称	目的																				
財政調整基金	(略)																				
(中略)																					
過疎地域活性化基金	過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源に充当する。																				
(後略)																					
名称	目的																				
財政調整基金	(略)																				
(中略)																					
過疎地域活性化基金	過疎地域活性化のための事業に要する経費の財源に充当する。																				
(後略)																					
(積立て)	(積立て)																				
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 (同左)																				
(管理)	(管理)																				
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 (同左)																				
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。																					
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)																				
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 (同左)																				
(繰替運用等)	(繰替運用等)																				
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 (同左)																				
(処分)	(処分)																				
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従って処分することができる。	第6条 (同左)																				
(委任)	(委任)																				
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 (同左)																				
附 則 (略)	附 則 (令和3年〇月〇日条例第〇号) この条例は、令和3年4月1日から施行する。																				

【参考】過疎新法について

過疎新法制定後の見込み



<現行過疎法制定時に基づき想定されるスケジュール>



10年間の時限立法(令和13年3月31日まで)

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 概要

## 趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(現行法)が令和3年3月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定する。

### 1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

### 2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

#### <見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定  
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

#### <過疎地域の公示見込み>

現行法(令和3年3月31日)	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

### 3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(現行法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加  
(現行法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

### 4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

### 5. 支援措置 (12条～40条)

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置  
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)  
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置  
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債  
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ  
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

### 6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

### 7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

### (参考1) 過疎地域の要件

#### 1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条)※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②)  ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27	同上 (35%以上)
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27	同上 (11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全市町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、現行法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

#### 2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の 新市町村	・現行法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。